**写真で伝える被災地 運営規約**

**第1条(名称)**

本会は、写真で伝える被災地と表記する。

**第2条(目的)**

本会は、SNSを使用して、東日本大震災の復興へ進む現状発信の運営を円滑に行い、全国へ「地震・津波」の怖さを発信し防災意識の向上に繋げ一人でも多くの方の命を救うためのイベント運営や語り部講演等の活動を行うことを目的とする。

**第3条(事業)**

本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 震災伝承
2. 震災伝承、防災・減災人材の育成
3. SNSを使用した被災地の現状、実際に被災した方の声を発信
4. 写真展イベント企画・運営
5. その他この会の目的を達成するために必要な事業

**第4条(設立日)**

本会の設立日を以下のとおりとする。

平成23年9月1日

**第5条(会員)**

本会の会員は、次からなる。

1. 個人会員：本会の目的に賛同し、入会申込書により参加を申し込んだ個人とする。

**第6条(役員)**

この会に以下の役員を置く。

 会長 1名

　　副会長1名

 会計1名

 顧問1名

**第7条(会長)**

会長は会を代表し、円滑な運営に努める。副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは職務を代行する。

**第8条(会計)**

会計は、会の会計業務を行い、決算報告を作成する。

**第9条(顧問)**

顧問は、会長及び副会長の求めに応じて、意見を述べることができる。

**第10条(事業年度)**

本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

**第11条(その他)**

この規約に定める事項のほか、本会の運営に関し必要な事項は、必要に応じて会長が定める。

**附則**

この規約は、平成28年3月13日より施行する。

この規約の記載内容について、事実と相違ないことを証明します。

平成　　28　年　　3月　　13日

宮城県東松島市大曲字堺堀124

写真で伝える被災地本部事務局　代表者　　　　　　　　　　 　　　 　　印